

第 85 号議案

会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月25日

品川区長 濱 野 健

会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和元年品川区条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「100分の25」を「100分の10」に改める。

第 2 条 会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の112.5」を「100分の105」に、「100分の117.5」を「100分の110」に改める。

付 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（説明） 会計年度任用職員の期末手当に係る支給月数を改める必要がある。